

電気工事業 電気主任技術者の登録に必要な機械器具は

「自家用電気工作物」「一般電気工作物」の登録申請に必要な器材

「一般電気工作物」のみを扱う場合

1. 絶縁抵抗計

(6. 絶縁抵抗計・接地抵抗計 P.56～)



2. 接地抵抗計

(6. 絶縁抵抗計・接地抵抗計 P.56～)



3. 電圧計(回路計)

(9. テスタ(DMM) P.74～)



4. 電流計

(8. クランプメータ P.68～)



5. 低圧検電器

(12. 検電器・検相器 P.88～)



6. 高圧検電器

(12. 検電器・検相器 P.88～)



発電所(エンジン等)の施工・保守に携わる場合のみ必要

7. 騒音計



8. 振動計



9. 回転計



(13. 環境測定器・メンテナンス用具 P.94～)

10. 継電器試験器

(3. リレー試験器 P.22～)



11. 耐電圧試験器

(4. 耐電圧試験器 P.34～)



MUSASHI におまかせ!

1. 絶縁抵抗計

一般電気工作物(低圧)には500V、自家用電気工作物(高圧含む)には1000V定格が使用されていましたが、近年は弱電機器の保護や高圧ケーブルの保守を適切に行なうため、設備の使用電圧に相当する試験電圧を使用することが一般化されています。

2. 接地抵抗計

2極(簡易)測定のもの3極測定のものに大別されますが、自家用電気工作物ではA種(10Ω以下)の測定が不可欠なので、使用目的をご確認ください。絶縁抵抗計+接地抵抗計が組み合わさった機種でも登録は可能です。

3. 電圧計(回路計)

近年ではデジタルメータの汎用性・維持管理も容易であることから0.5級 150/300V以上の機種での登録をお勧め致します。
※ 絶縁抵抗計やクランプメータ等の補助的な機能として搭載された電圧計は不可

4. 電流計

実際の現場での使用は、携帯用電流計では回路に割り込ませて測定は出来ない為にクランプ式の電流計が主流となっています。特に保守業務においては負荷電流の他に、漏洩電流用のリーククランプが必需品となります。

5. 低圧検電器

高圧検電器は(銘板プレートに触れながら等)低圧検電器の機能を兼ね備えたものが殆どですが、別々に所有されることをおすすめします。

6. 高圧検電器

高圧検電器には伸縮タイプのももあり、より安全な検電を可能としています。

7. 騒音計

8. 振動計

9. 回転計

主に非常用発電機のメンテナンスを行う為の器材である為、対象業務に関わらない場合は必要がありません。
ムサシインテックではメーカーを問わず取扱いが可能です。是非ご相談ください。

10. 継電器試験器

自家用電気工作物で多く設置されている「過電流継電器」「地絡継電器」にはマルチリレーテスタが便利です。又、地絡方向継電器における位相角の試験を行うためにはDGRリレーテスタが必要となります。その他、現場にあわせた試験器につきましては、ご相談ください。

11. 耐電圧試験器

自家用電気設備の竣工時には必ず耐電圧試験を行うこととなり、現場に持ち込んでの試験が主流となります。継電器試験器と組合わせて運用する「耐電圧トランス」が便利にご使用いただけます。又、ケーブルへの試験には直流耐電圧試験器が軽量で便利です。

⚠ 自身で占有しているか、他から借用する等に必要な場合にこれらを使用しうる措置を講じているかあるいは設置者がこれらを備え付けている必要があります。

その他、活線メガ・安全工具(ゴム手袋・長靴・接地金具)・放射温度計・サーモグラフィ・検相器 配線探索器・試験用電源(インバータ発電機)まで まずは弊社にご相談ください

注) 詳細は所轄の経済産業局、電気工事士免状担当窓口へご確認願います。